

# 島田市地域福祉計画・ 島田市地域福祉活動計画

〈計画期間：令和4年度～令和8年度〉

みんなの「こんな島田市にしたい！」

困りごとを  
なんでも相談  
できるまち

誰かが困ったり悩んだり  
している時にすぐに手を  
差しのべるまち

誰もが安心・安全に  
暮らせるまち

いじめや差別の無い  
暮らしやすいまち

子どもの数が増え  
笑い声が聞こえるまち

一人ひとりに合わせた  
柔軟なケアや生活を  
支援できるまち

あいさつが飛び交う  
明るく元気なまち

互いに見守り合い  
支え合うまち

「困った」「助けて」を  
言えるまち



令和4年3月

島田市

社会福祉法人島田市社会福祉協議会



# はじめに

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行するとともに、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域におけるつながりが希薄化し、社会的孤立やひきこもり、8050問題、生活困窮など制度の狭間に起因する新たな社会問題も発生しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い「新しい生活様式」への転換が進む中、地域での活動の自粛や内容の見直しが行われ、市民の皆様の交流の機会が減少するなど、地域活動にも大きな変化が生じています。

このような中、今後、住み慣れた地域で、誰もが安心して健やかに暮らしていくためには、「自助」「互助・共助」「公助」の仕組みのもと、支え合い・助け合うことが大切であり、市民の皆様と行政や関係機関等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくるのが、これまで以上に重要となります。

このたび、「島田市地域福祉計画・島田市地域活動計画」が令和3年度をもって終了することから、新たに今後5年間の計画期間とする「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」を策定いたしました。地域における複雑化・複合化している様々な課題への対応など、地域福祉を推進していくための見直しを行うとともに、計画の推進効果を高めるため、前計画から引き続き行政による「島田市地域福祉計画」と、市民の主体的な地域福祉活動を支援する島田市社会福祉協議会による「島田市地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

本計画は、「きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田」を基本理念としています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するため、身近にいる人や地域住民、行政や関係機関等が、福祉課題に気づき、その課題を受け止め、問題解決のための仕組みを築くことが必要です。また、一人ひとりが、福祉について理解を深め、人格や個性、考え方を認めることで、誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で生活や活躍ができる「共に生きるまち」を目指してまいります。

計画の推進にあたりましては、本計画に基づき、市民の皆様と共に協働による取り組みを進め、地域で暮らせる幸せが実感できるよう、地域福祉を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様には一層の御理解と御協力、そして積極的な御参画をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画策定委員会の委員をはじめ、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会などに御協力をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和4年3月

島田市長 染谷絹代



# 島田における『市民の市民による 市民のための地域福祉の計画』

誰もが『安心して、幸せに暮らせる町、島田』を願っていると  
思います。その方向で地域福祉の推進に向け、今般ここに新島田  
市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を策定致しました。コロ  
ナ禍により1年遅れましたが、その分熟慮することが出来たと思  
います。

本計画は過去2回の計画による実績や検証、そして市民福祉意  
識調査及び地区福祉懇談会等のご意見を踏まえ策定したものであ  
ります。福祉課題の内容は以前から、多様化、潜在化、複雑化が  
叫ばれて参りましたが、現在におきましては新型コロナ問題に象  
徴されるように新しい課題が続出し、グローバル化及びエンドレ  
スの傾向となっております。それ故に本計画はこれから5年を見据えたものであり、特徴点  
として次のようなことを取り上げました。

- ・福祉は今の問題だけでなく、将来や次世代においても安心し幸せが実感できるものでな  
ければなりません。その意味で現在全世界が取り組みを強調しているSDGs（持続可  
能な開発目標）の視点で福祉課題の推進を盛り込みました。
- ・いま一つとしては情報伝達の急速な進展により、福祉領域においても、IT関係の導入  
が必要とされております。その対応としてDX（デジタル・トランスフォーメーショ  
ン）の視点での取り組みを考慮しているところです。

いずれにしても計画も実態も年々時代や地方地域によっても異なるものです。本計画の策  
定にあたり、私は次のようなことをお願いして参りました。

『島田なりの計画』『市民の声による計画』『地域性のある計画』『計画の具現化とチェ  
ック』です。地域福祉の主体は、その地域に生活していらっしゃる住民の皆様です。まさしく  
住民の住民による住民のための地域福祉・住民福祉計画なのです。そのことから本計画に  
多く市民の方々に関心を持って頂くとともに、その具現化にご協力及びその進捗を確認して  
頂くことを強く望んでいるところです。宜しくお願い致します。

結びに、本計画策定にあたりご尽力頂いた地域福祉活動計画策定委員、市民福祉意識調査  
並びに地区福祉懇談会等にご協力頂いた皆様、そして貴重なご意見をお寄せいただいた皆様  
方に心から御礼を申し上げご挨拶と致します。

令和4年3月

社会福祉法人島田市社会福祉協議会

会長 山城厚生



# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	地域福祉に求められること	2
2	計画の位置づけ	9
3	計画の期間	12
4	策定体制	13
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	15
1	統計からみる現状	16
2	市民福祉意識調査	20
3	懇談会等からみる現状	25
4	前計画の進捗評価	30
5	本市の地域福祉の主要課題	32
第3章	計画の基本的な方向	35
1	計画の基本理念	36
2	課題解決へ向けた体制の構築	37
3	基本目標	38
4	施策体系	39
第4章	施策の展開	41
	基本目標1 福祉を身近に感じる環境づくり	43
	基本目標2 福祉課題を解決することができる地域づくり	52
	基本目標3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり	65
第5章	計画の推進に向けて	81
1	協働による計画の推進	82
2	社会福祉協議会の基盤強化	82
3	連携体制の強化	83
4	計画の進行管理・評価	83

第6章 地区別の状況 .....	85
1 島田第一中学校区 .....	86
2 島田第二中学校区 .....	87
3 六合中学校区 .....	88
4 初倉中学校区 .....	89
5 旧北中学校区 .....	90
6 金谷中学校区 .....	91
7 川根中学校区 .....	92
資料編 .....	93
1 第2次島田市総合計画後期基本計画との関係 .....	94
2 計画の策定経過 .....	95
3 委員名簿 .....	96
4 島田市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	97
5 島田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	98
6 用語解説 .....	99

※用語解説に掲載されている用語については、★印が記載されています。

# 第1章 計画の策定にあたって



第1章  
計画の策定にあたって

第2章  
地域福祉を  
巻く現状と課題

第3章  
計画の基本的な  
方向

第4章  
施策の展開

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

第5章  
計画の推進に  
向けて

第6章  
地区別の状況

資料編

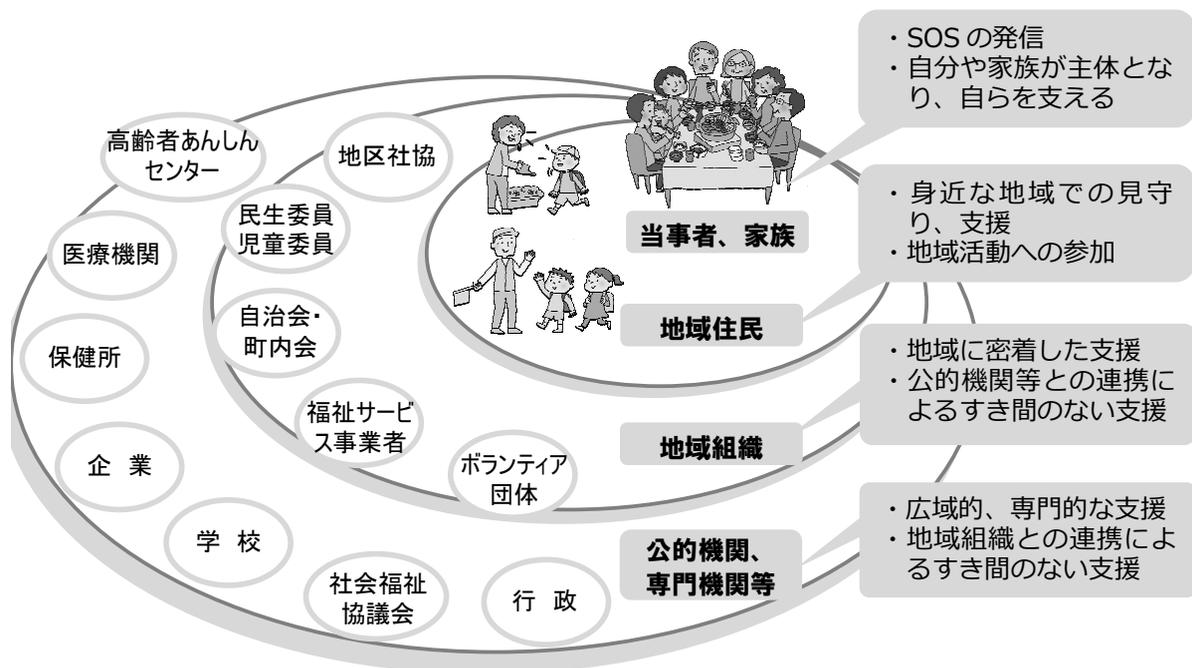
# 1 地域福祉に求められること

## (1) 「地域福祉」とは

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会<sup>★</sup>・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、全国的に人口減少が進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。島田市（以下、「本市」という）も例外ではありません。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

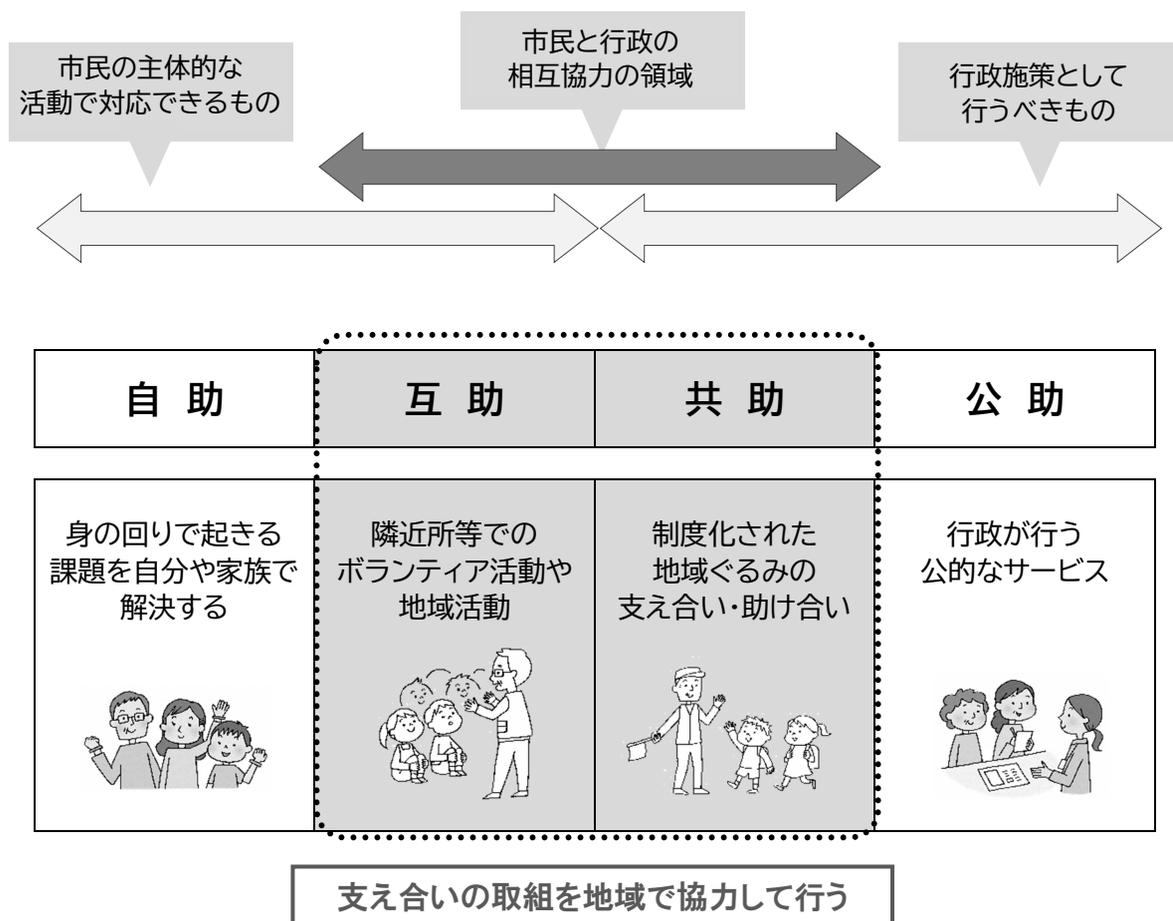
### ◆地域福祉のイメージ



## (2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

### ◆自助・共助(互助)・公助のイメージ



たとえば…

日頃のあいさつや見守り



地域活動への参加  
地域での交流



地域でのちょっとした手助け



### (3) 地域福祉をめぐる社会動向

#### ① 複合化する課題への対応

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護★、ひきこもり、8050問題★、ダブルケア★、ヤングケアラー★、虐待等）に伴い、制度の狭間の問題が顕在化し、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取組が求められています。

#### ② デジタル化の推進

1990年代後半より、パソコン、インターネットや携帯電話などの情報通信技術が急速に普及する中、国は、様々な国家戦略等を掲げ、インフラ整備、ICT利活用やデータ利活用の推進等を通じて、デジタル化を推進してきました。少子高齢化等の深刻な社会課題を抱える我が国において、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠と言われており、コロナ禍によって社会課題の影響が深刻になる中、社会全体のデジタル化に向けた取組はますます重要となっています。

このような状況の中、2021（令和3）年9月、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁が創設されました。デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の推進があらゆる分野で求められています。

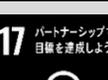
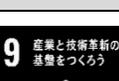
#### ③ 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsは、2030（令和12）年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められています。

本計画でもSDGsの視点を取り入れ推進します。

◆SDGsの17の目標(網かけは本計画と密接に関わる目標)

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	<p><b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p>	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p><b>15</b> 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>8 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p><b>17</b> パートナースhipで目標を達成しよう</p> 	<p><b>17 パートナースhipで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p><b>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</b></p>	

第1章  
計画の策定に

第2章  
地域福祉を取り

第3章  
計画の基本的な

第4章  
施策の展開

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

第5章  
計画の推進に

第6章  
地区別の状況

資料編

#### ④ 地域福祉計画の充実

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成29）年5月に「地域包括ケアシステム★の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正されました。

##### 改正社会福祉法の概要

###### 地域福祉推進の理念を規定【法第4条2項関係】

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

###### 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第106条の3第1項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働★して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

###### 地域福祉計画の充実【法第107条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。また、計画には次の事項を盛り込むことが追加されました。

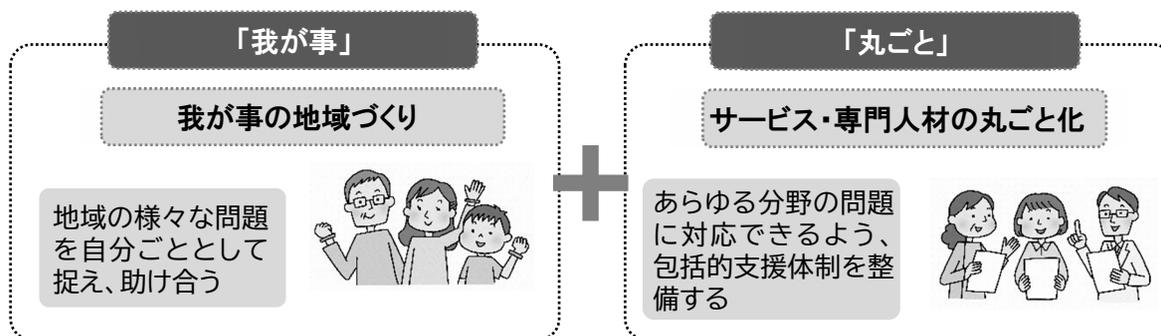
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## ⑤ 「地域共生社会」の実現に向けて

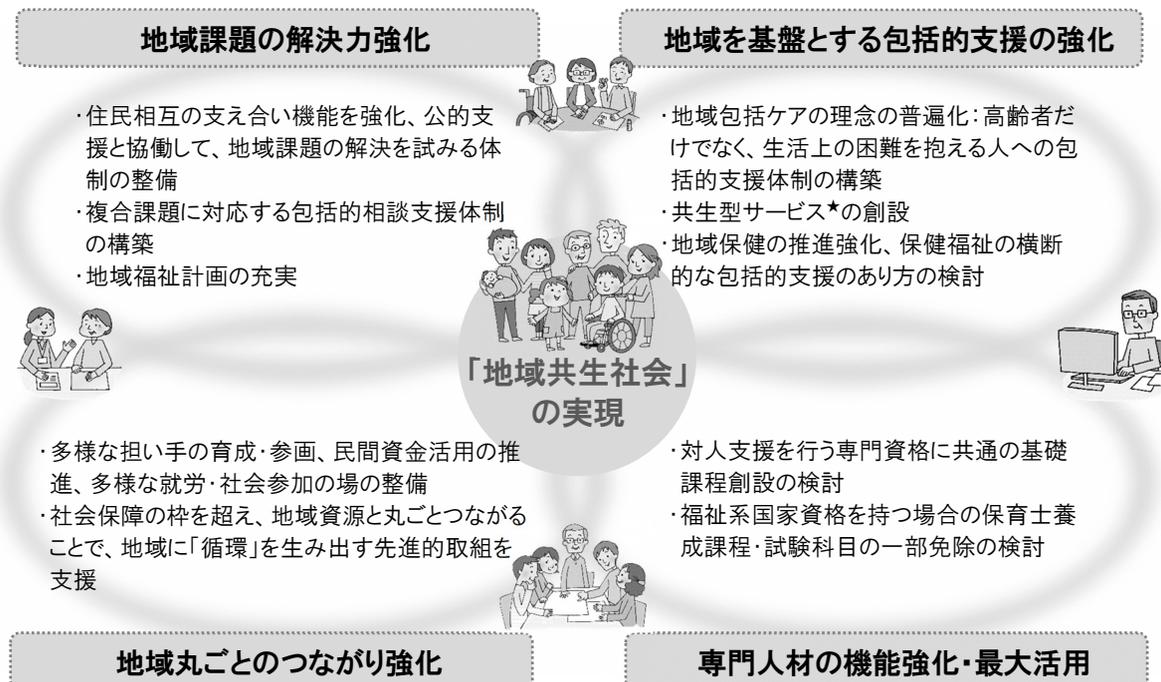
近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等より、全国的に人口減少が進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。本市も例外ではありません。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

国では、地域住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現へ向け、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。世代・分野の枠の中でとどまったり、「支え手側」「受け手側」に分かれたりするのではなく、地域のあらゆる主体が自分ごととして地域社会に参画し、世代・分野を超えて丸ごとつながることで、地域共生社会の実現を目指す方向性が示されています。

### ◆「我が事・丸ごと」のイメージ



### ◆国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



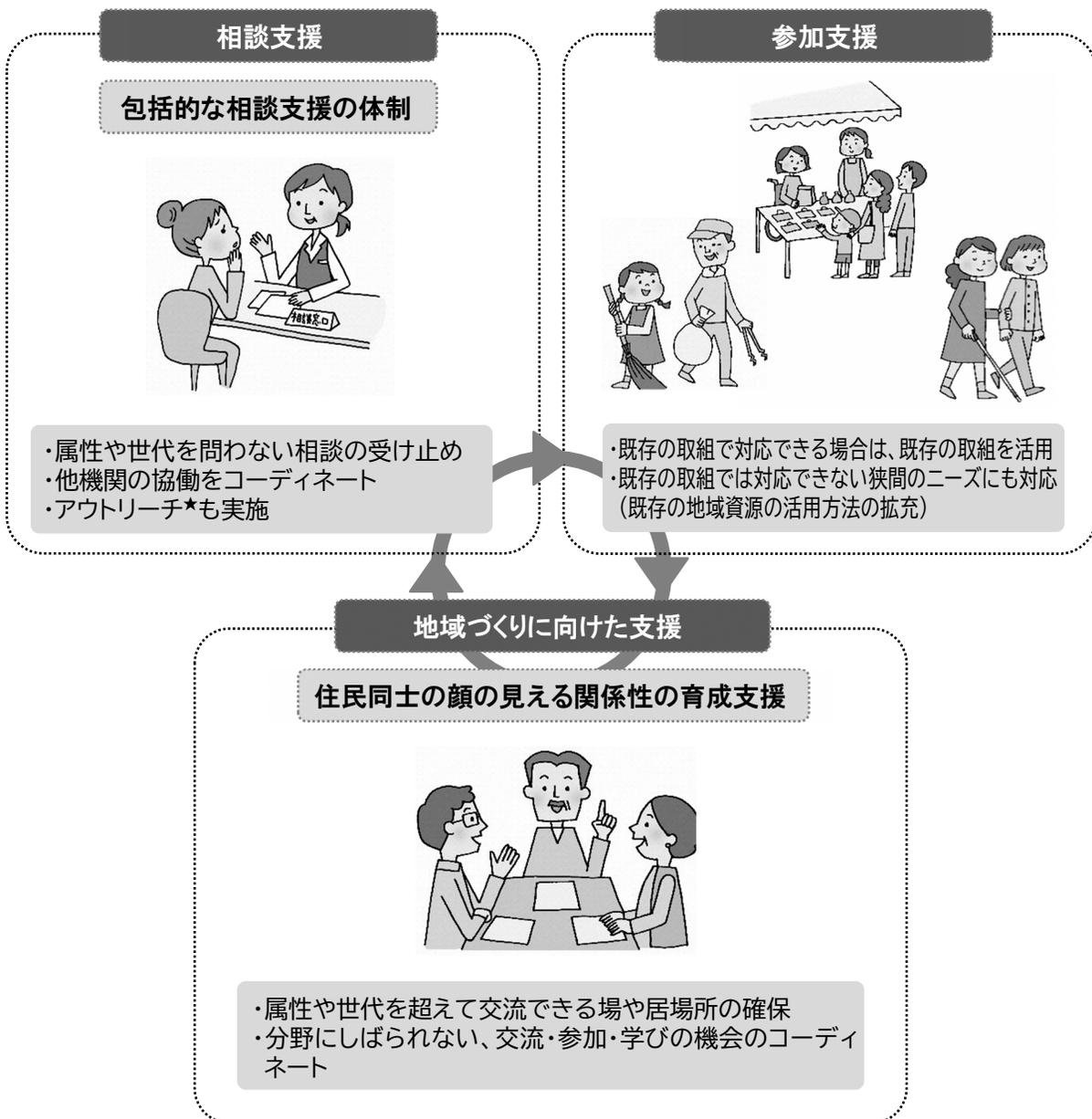
資料：平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考

## ⑥ 「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020（令和2）年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障害福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

### ◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要(イメージ)



## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画策定の目的

本市では、地域福祉の推進を図るため、行政の「地域福祉計画」、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体とした「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画」を策定し、行政と社会福祉協議会が互いに補完し補強し合う関係のもと、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等、地域に関わる様々な担い手と連携し、地域で課題を解決する取組を進めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、社会は大きく変化しています。地域福祉分野においても、これまで地域社会が果たしてきた支え合い・助け合い等の機能の低下が危惧されています。さらに、子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、既存の制度の枠組には当てはまらない課題の顕在化や生活課題の複雑化、多様化といった問題が生じています。

このような中、本計画では、国の動向やこれまでの取組の評価、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会等の結果を踏まえるとともに、今後ますます複雑化、多様化していく福祉課題に対して、行政や社会福祉協議会、関係機関等が福祉の制度や分野の枠を超え、柔軟に連携し対応する包括的な支援体制づくりを推進し、基本理念である「きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田」の実現に向けて取り組んでいきます。

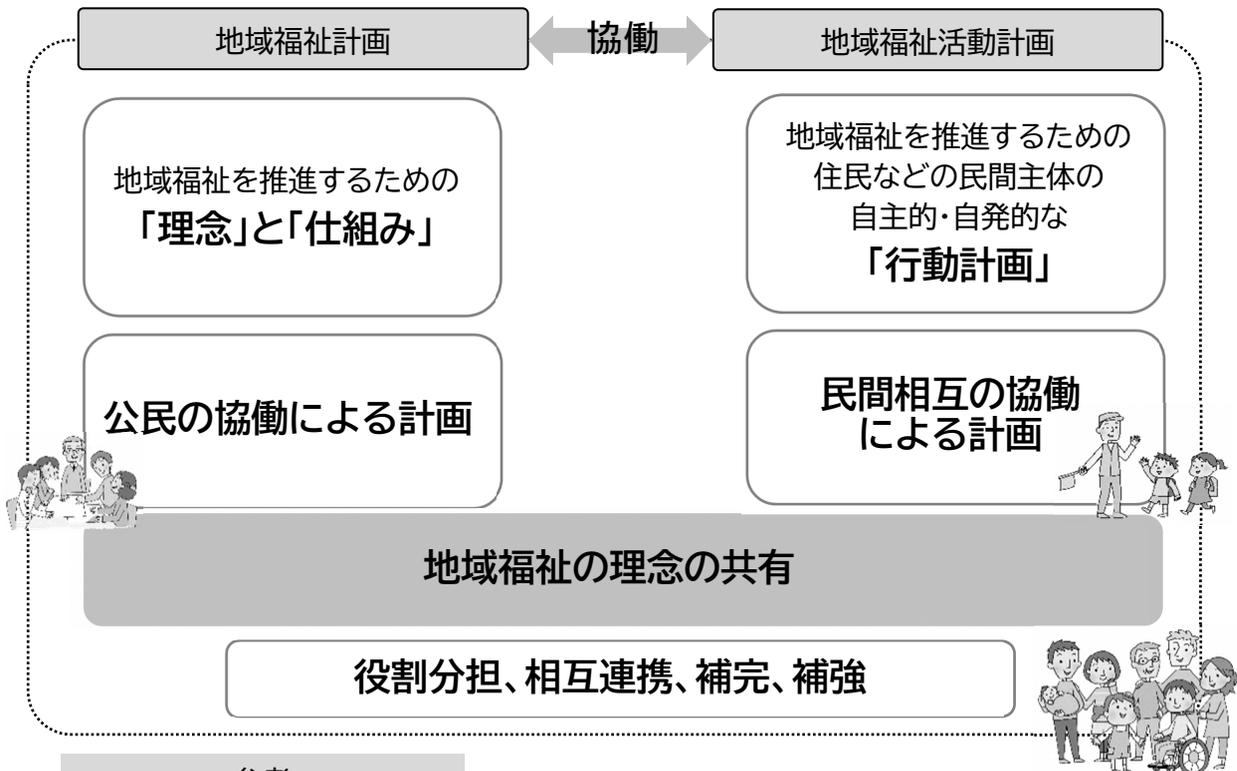
## (2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とし「具体的な取組」を定めた民間の活動・行動計画で、社会福祉協議会が住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人々と相互協力して策定します。

行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多く、行政と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効果的であることから、前計画に引き続き一体的に策定します。

### ◆地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



### 参考

#### 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

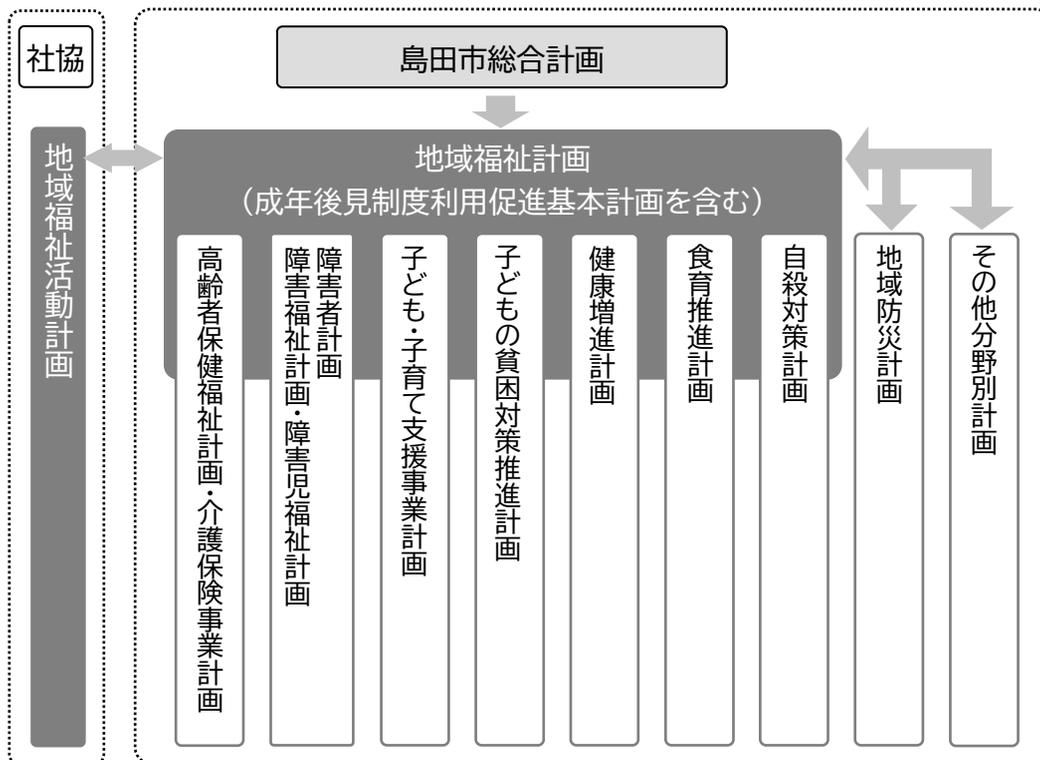
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3) 関連計画との関係性

本計画は、「島田市総合計画」のもとで、健康福祉分野などのそれぞれの計画を「地域福祉」という共通の切り口からみること、各計画の施策などの専門性を活かしながら地域福祉を総合的に推進するものです。

#### ◆関連計画との関係



### (4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画の「第4章 施策の展開 > 基本目標3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり > 施策2 誰もが尊重される仕組みづくり」を、成年後見\*制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度の5年間とします。

◆地域福祉計画・活動計画とその他関連計画の期間 （年度）

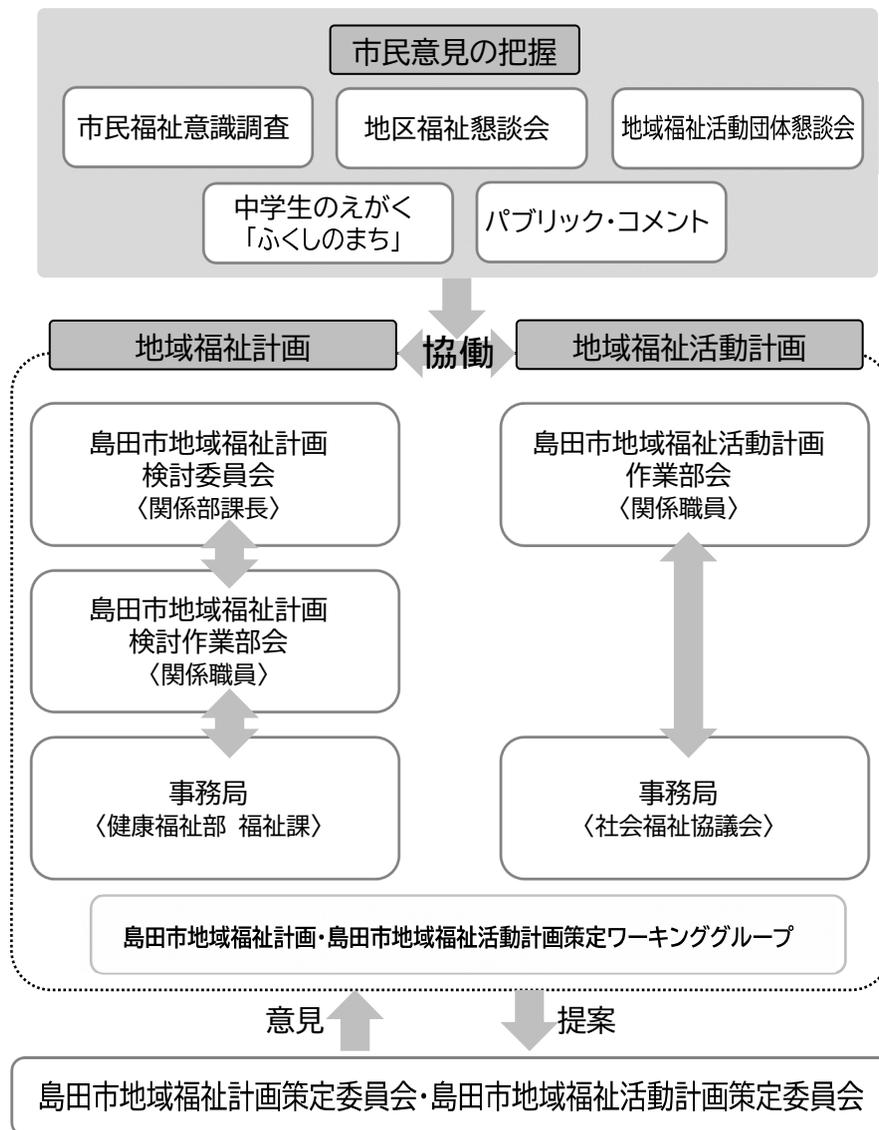
計画名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
島田市総合計画	前期基本計画		後期基本計画								
<b>本計画</b>	平成28～令和3年度					令和4～8年度					
障害者計画	第4次計画										
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第6期・第2期計画										
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9次・第8期計画										
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画										
子どもの貧困対策推進計画											
健康増進計画・ 食育推進計画	第3次計画										
自殺対策計画											

## 4 策定体制

本計画の策定にあたっては、市民と行政の協働による計画策定とするため、地域福祉に係る市民の代表者及び関係団体の代表者、学識経験者で構成する「島田市地域福祉計画策定委員会・島田市地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。より検討を重ねるための調整として「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画策定ワーキンググループ」を設置するとともに、内部組織として「島田市地域福祉計画検討委員会」「島田市地域福祉計画検討作業部会」「島田市地域福祉活動計画作業部会」をそれぞれ設置し、協議・検討を行いました。

また、市民福祉意識調査や地区福祉懇談会、パブリック・コメント（行政の施策を原案段階で公表し、広く市民等から意見を募り、その上で意思決定を行う手続き）等の実施により、市民意見を把握し、計画へ反映しました。

### ◆計画策定の体制





## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

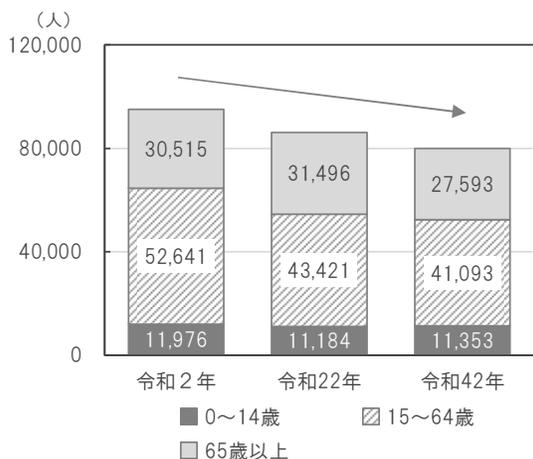


# 1 統計からみる現状

## (1) 人口の状況

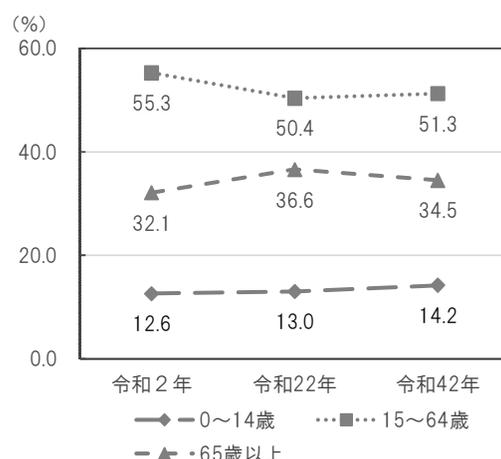
人口減少が進行し、2040（令和22）年には本市の人口は86,101人、2060（令和42）年には80,039人となることが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推計



少子高齢化が進行し、2040（令和22）年には高齢化率が36.6%、15～64歳が占める割合は50.4%となることが見込まれています。

■年齢3区分別人口割合の推計

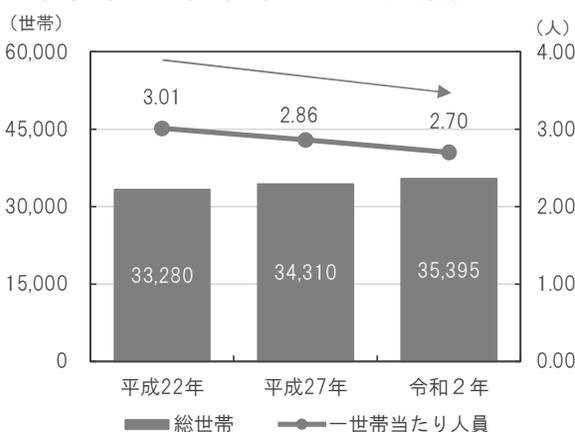


資料：島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン～未来創造～（令和元年度改訂版）

## (2) 世帯の状況

世帯数は増加しているものの、一世帯当たり人員が減少し、核家族化が進行していることがうかがえます。

■総世帯・一世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯等、支援を必要とする可能性が高い世帯の数が増加しています。

■18歳未満の子どもを含むひとり親世帯の数（令和2年）

**478世帯**

資料：国勢調査

■高齢単身世帯

(平成22年) 2,909世帯 → (令和2年) **5,283世帯**

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

■高齢夫婦世帯

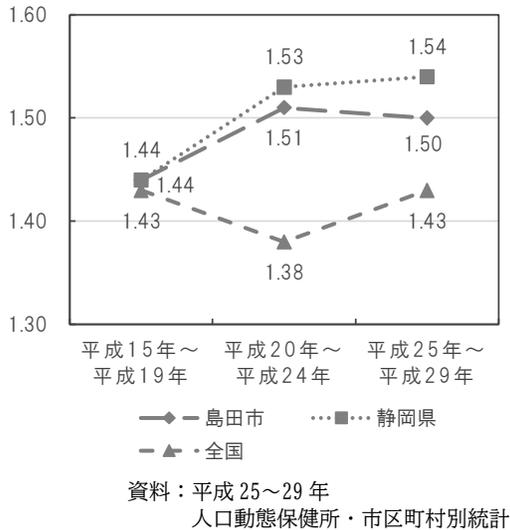
(平成22年) 3,083世帯 → (令和2年) **4,598世帯**

資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

### (3) 子ども・子育ての状況

合計特殊出生率は1.50前後で推移していますが、近年は静岡県と比較して低くなっています。

#### ■合計特殊出生率の推移



少子高齢化が進行する一方で、支援を必要とする子どもや子育て世帯は増加しています。

#### ■児童扶養手当 (全部支給) 受給者数

214人

#### ■要保護児童数

21人

資料：子育て応援課・教育総務課（令和3年3月末現在）

#### ■発達が気になる子どもの相談件数

(平成30年度)

310件

(令和2年度)

676件

資料：子ども家庭室

#### ■子ども発達支援センターふわり障害児相談支援件数

(平成30年度)

420件

(令和2年度)

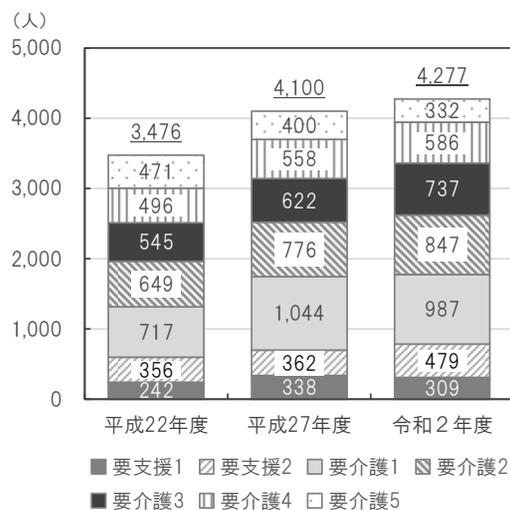
420件

資料：子ども発達支援センターふわり

### (4) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は2020（令和2）年度には4,277人となっています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



後期高齢化率、高齢者のいる世帯数ともに増加しています。

#### ■後期高齢化率

(平成27年)

14.7%

(令和2年)

16.3%

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

#### ■高齢者のいる世帯

(平成28年)

19,176世帯

(令和2年)

19,906世帯

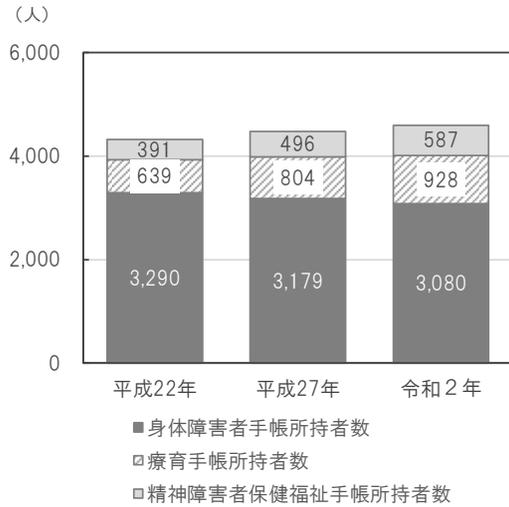
資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各年4月1日現在）

※高齢者とは65歳以上の人を、後期高齢者とは75歳以上の人をそれぞれ指します。

## (5) その他支援を必要とする人の状況

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数がそれぞれ増加しています。

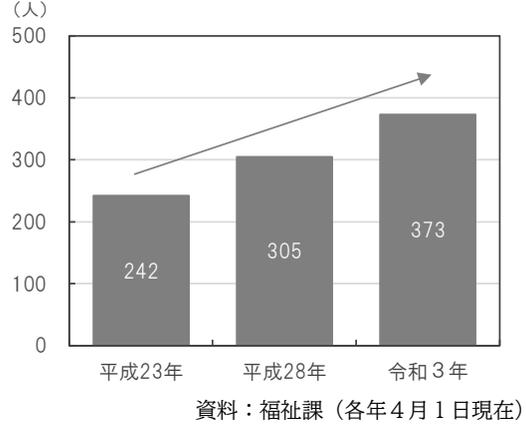
### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：第6期島田市障害福祉計画・第2期島田市障害児福祉計画

生活保護★受給者数は増加しています。

### ■生活保護受給者数の推移



### ■子どもの相対的貧困率

子どもの相対的貧困率は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の結果からOECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき1985（昭和60）年から3年ごとに算出されており、国際比較などの指標として用いられています。

全国の子どもの相対的貧困率は13.9%（2015（平成27）年度）となっていて、本市独自で行った調査方法によると9.11%となっています。

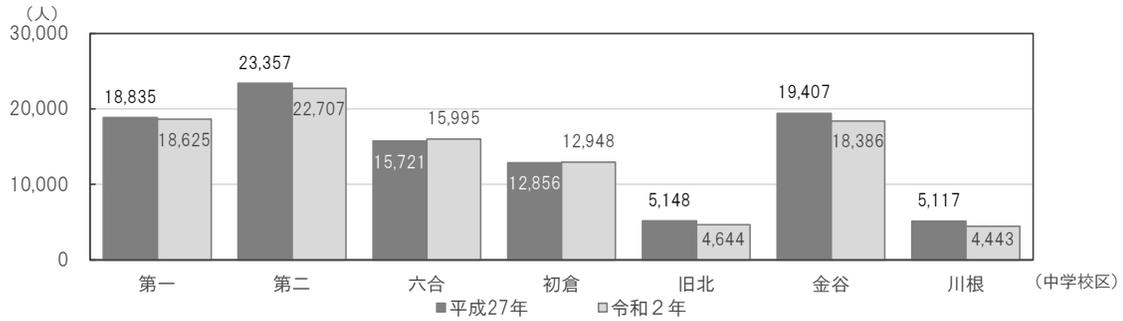
※本市独自で行った調査方法と、厚生労働省「国民生活基礎調査」の設問内容及び選択肢は完全一致していないため、国が示す子どもの相対的貧困率との比較はできません。

資料：島田市子どもの貧困対策推進計画

## (6) 地区別の状況

六合中学校区、初倉中学校区以外では人口が減少しています。

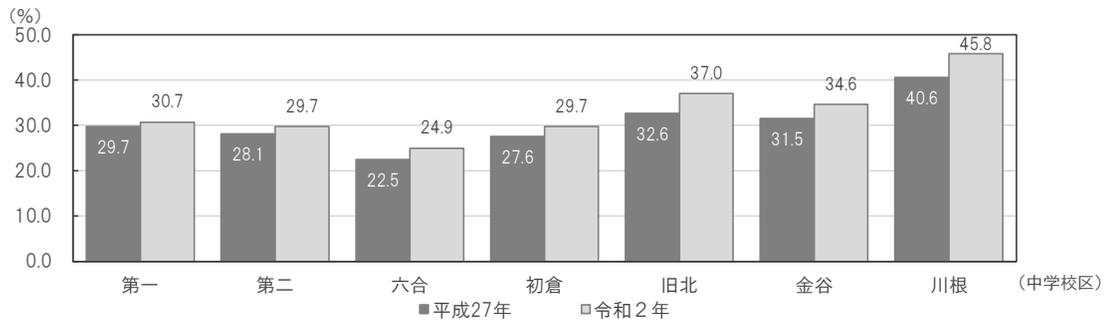
### ■地区別人口の状況



資料：市民課（各年12月末現在）

いずれの中学校区も高齢化率が増加しています。特に、川根中学校区では、高齢化率が高くなっています。

### ■地区別高齢化率の状況



資料：市民課（各年12月末現在）

## 2 市民福祉意識調査

### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、施策立案に活用することを目的として、島田市地域福祉計画に関する市民福祉意識調査を実施しました。

#### ◆調査方法

項目	内容
調査対象者	2019(令和元)年12月18日時点の高校生以上の市民2,000人
調査期間	2020(令和2)年1月25日から2月7日まで
調査方法	郵送配布・郵送回収、調査票による本人記入方式

#### ◆回収結果

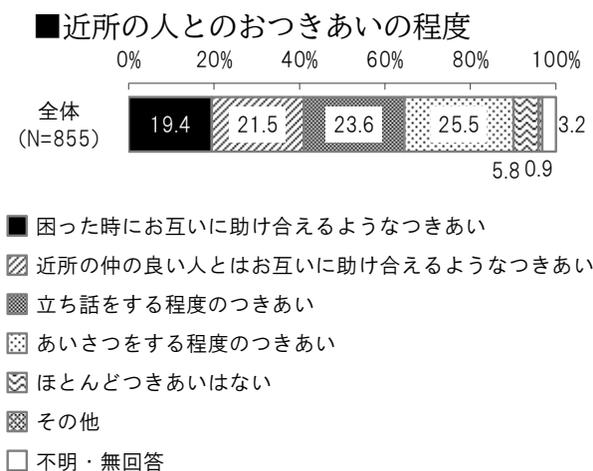
区分	配布数	有効回収数	有効回収率
市民福祉意識調査	2,000人	855人	42.8%

## (2) 調査結果

※本計画には、市民福祉意識調査結果のうち、特徴がみられた項目を抜粋して掲載しています。

### 近所の人とのつきあいの程度について(問7)

近所の人とのつきあいの程度は約4分の1が「あいさつをする程度のつきあい」となっています。



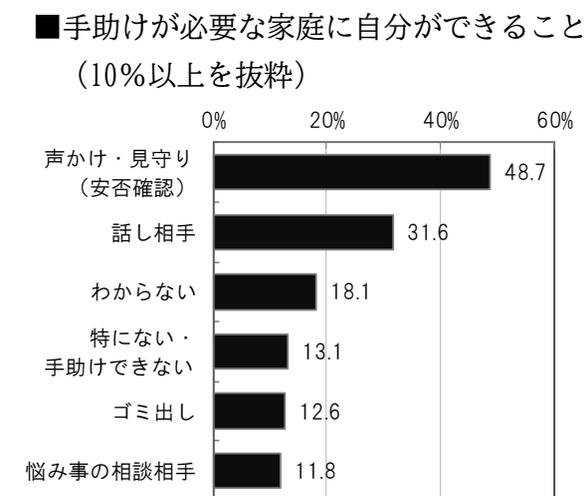
#### 調査結果のポイント

近所の人とのつきあいの程度は年代や地区によって差がみられます。特に若い年代で近所づきあいが希薄になっています。

「困った時にお互いに助け合えるようなつきあい」  
 10歳代 20歳代 全体  
 4.5% = 4.5% < 19.4%

### 手助けが必要な家庭に自分ができることについて(問10)

手助けができることでは「声かけ・見守り(安否確認)」「話し相手」が高くなっています。

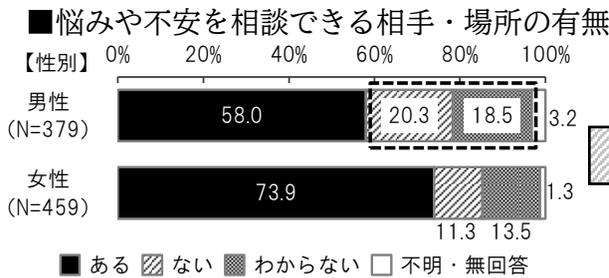


#### 調査結果のポイント

声かけ・見守りをすることや話し相手になることをきっかけとして、地域の支え合い・助け合いを進める必要があります。

### 悩みや不安を相談できる相手・場所の有無について(問 11)

悩みや不安を相談できる相手・場所は、男性で「ない」「わからない」がそれぞれ2割前後となっています。一方、女性で「ない」が11.3%、「わからない」が13.5%となっています。



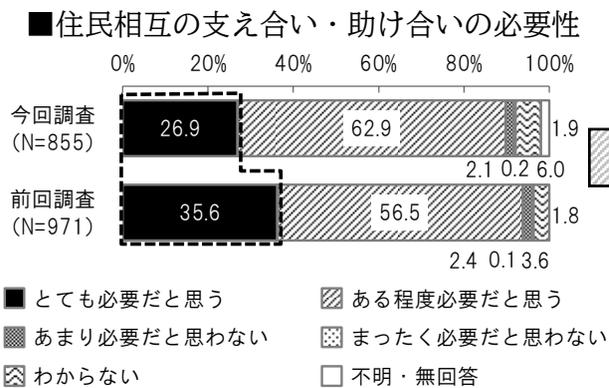
#### 調査結果のポイント

悩みや不安の相談先がない人やわからない人が男性で多くみられます。

「ない」+「わからない」  
男性 20.3% + 18.5% = 38.8%  
女性 11.3% + 13.5% = 24.8%

### 住民相互の支え合い・助け合いの必要性について(問 14)

住民相互の支え合い・助け合いの必要性について、「とても必要だと思う」が今回調査では26.9%、前回調査では35.6%となっています。



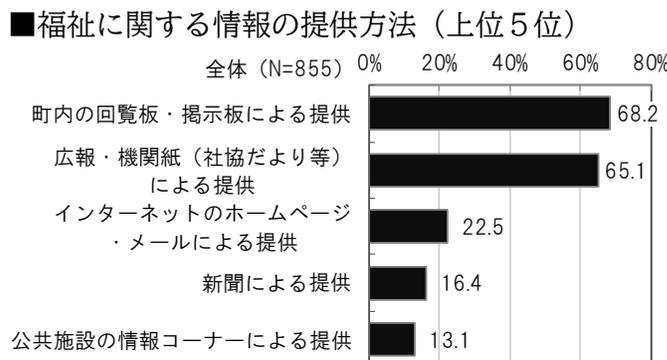
#### 調査結果のポイント

住民相互の支え合い・助け合いの重要性について、周知・啓発を行う必要があります。

「とても必要だと思う」  
今回調査 26.9% < 前回調査 35.6%

### 福祉に関する情報の提供方法について(問 16)

福祉に関する情報の提供方法では、町内の回覧板・掲示板や広報・機関紙等が高くなっています。

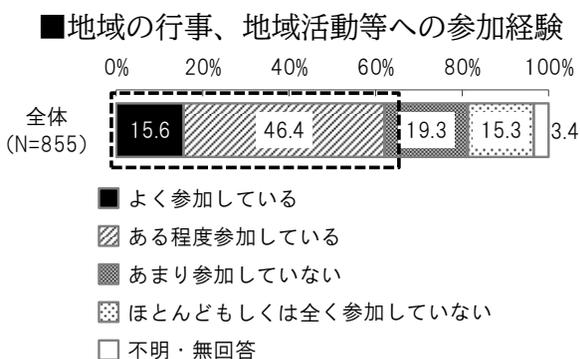


#### 調査結果のポイント

デジタル化の視点を取り入れ、各年代が利用する媒体を意識した情報発信が求められています。

### 地域の行事、地域活動等への参加経験について(問 17)

地域の行事、地域活動等への参加経験は「よく参加している」「ある程度参加している」を合わせると62.0%となっています。



#### 調査結果のポイント

地域の行事、地域活動等への参加経験は性別や年代、地区によって差がみられます。

「よく参加している」  
男性 21.4% > 女性 10.7%

「よく参加している」  
20歳代 4.2% < 10歳代 4.5% < 全体 15.6%

### ボランティア、NPO\*活動への参加経験について(問 20)

ボランティア、NPO活動への参加経験は「参加したことがある」が27.0%となっています。



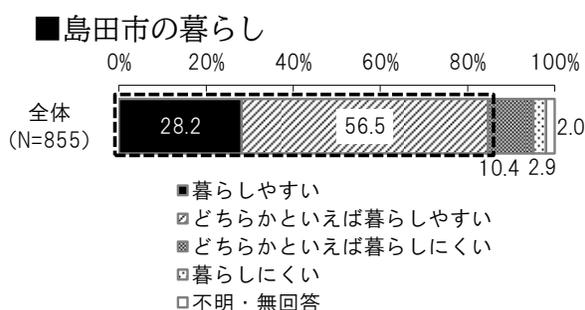
#### 調査結果のポイント

ボランティア、NPO活動への参加経験は年代、地区によって差がみられます。

「参加したことがある」  
70歳代 33.0% > 全体 27.0%

### 島田市の暮らしについて(問 38)

島田市の暮らしについては「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた割合が84.7%となっています。



#### 調査結果のポイント

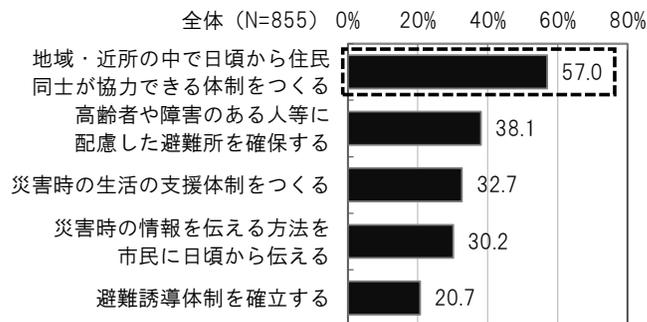
島田市の暮らしについて、年代によって差がみられます。

「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」  
20歳代 77.1% < 全体 84.7%

## 災害時に手助けを必要とする人に対する対策について(問 24)

災害時に手助けを必要とする人に対する対策では「地域・近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が57.0%と最も高くなっています。

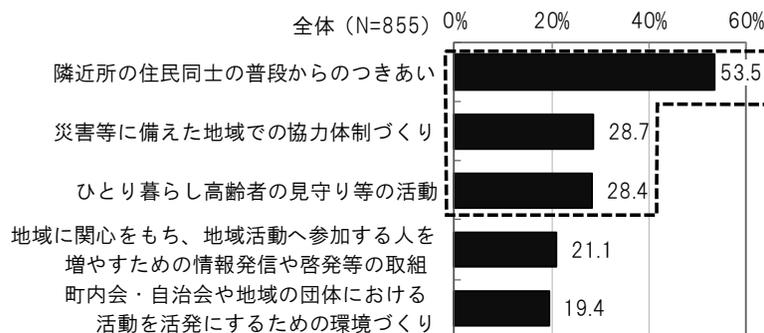
### ■災害時に手助けを必要とする人に対する対策（上位5位）



### 今後地域で行う必要がある支援について(問 37)

今後地域で行う必要がある支援では「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」「災害等に備えた地域での協力体制づくり」「ひとり暮らし高齢者の見守り等の活動」が高くなっています。

### ■今後地域で行う必要がある支援（上位5位）



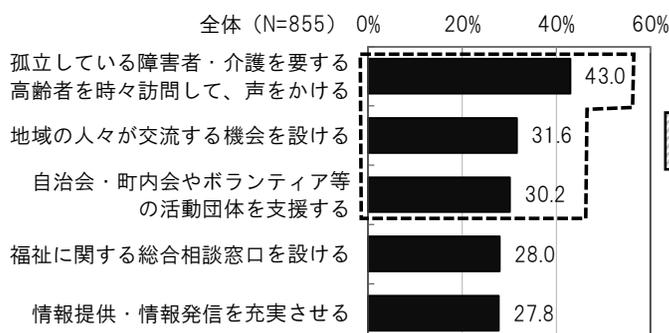
#### 調査結果のポイント

日頃からの隣近所や地域での助け合いにより、災害時でも助け合える関係づくりや体制づくりが求められています。

### 今後市で行う必要がある支援について(問 36)

今後市で行う必要がある支援では「孤立している障害者・介護を要する高齢者を時々訪問して、声をかける」「地域の人々が交流する機会を設ける」「自治会・町内会やボランティア等の活動団体を支援する」が高くなっています。

### ■今後市で行う必要がある支援（上位5位）



#### 調査結果のポイント

行政や社会福祉協議会、関係機関、地域組織、関係団体、市民等で役割を分担するとともに、連携を強化し、包括的な支援体制の構築が求められます。

# 3 懇談会等からみる現状

## (1) 地区福祉懇談会

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する考えや意見を伺い、地区としての方向性（目標）を設定するために地区福祉懇談会を開催しました。

### ◆実施概要

項目	内容
実施期間	2020(令和2)年10月7日～11月13日
実施単位	市内7地区で開催(島田第一中学校区、島田第二中学校区、六合中学校区、初倉中学校区、旧北中学校区、金谷中学校区、川根中学校区)
出席者	自治推進員、民生委員・児童委員★、地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という)、居場所、高齢者サロン等 合計111人
実施方法	地域福祉課題の抽出及び今後5年間の目標、取り組む内容についてグループワークを実施

### ◆主な意見

#### 地域での支え合い・助け合い

- 見守りや声かけを行うことで、各地域組織の役割を周知する
- 大人が福祉を学ぶ機会づくり
- 高齢者家庭へ訪問活動をする
- 地域でのあいさつやちょっとした見守りを行う
- 地域への参画や地域へ貢献する意識づくり
- 地域で子どもを見守り、育てる体制づくり

#### 地域での活動や交流

- 居場所等で子どもと交流する
- 地域の川沿いや公園等を有効に活用し、子どもが遊べる場所にする
- 地域の親子と地域住民がつながり、交流する
- コロナ禍でも交流したい
- 世代間が交流し、考え方の違いを理解し合う
- 地域の伝統行事を大事にしたい
- 子どもと高齢者が一緒に過ごしたり、交流したりできる場をつくる
- 居場所でより多くの人と交流するなど、充実を図りたい
- 空き家を利活用するなど、気軽に地域住民が集い、多世代が交流できる場をつくりたい
- 元気な高齢者に参加者としてではなく、担い手として参加してもらう
- 高齢者の技術や特技、知識を若い世代に伝える場をつくる
- 地域活動に参加してもらうための声かけを行う仕組みづくりを考えていく
- 公民館の有効活用

### 若者の地域参画

- 若い世代が活躍できる場や組織をつくる
- 若い世代が地域で企画・運営するイベントがあるとよい
- 男性や若者、新規の人が参加しやすい環境をつくる
- 若い人が多く集まる環境づくり
- 若い人でも役員活動ができるようになるとうい

### 団体への支援

- 団体への積極的な支援や連携強化により、情報伝達が適時できる体制づくり
- 団体間で交流会が開催されるとよい

### 住民主体のサービスの提供

- 町内会を基盤とした生活支援体制を広げたい
- 生活支援サービスの充実、サポーターの周知
- 移動支援サービスの仕組みをつくる
- 生活支援サービスの活用や他地域への普及を率先する

### ICT\*の利活用

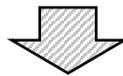
- ICTを活用したサービス提供
- パソコンやスマートフォンの操作を若い世代から教わりたい
- 高齢者がICTについて学ぶ機会を設ける
- 電子回覧板やSNS\*の活用等、情報提供体制を充実させる

### 相談支援

- 居場所が地域住民や多世代の交流の場、悩みごと、困りごとの相談窓口になるとよい
- どこに何を相談できるか簡単にわかるとよい

### 防災

- 福祉、防災が一体の考えで進められているまちになるとよい
- 平時から災害時の対応についての話し合いの充実
- 自主防災組織の充実、連携
- 防災訓練等を活用し、事前に地域の若者へ支援を必要とする人々が同じ地域で生活をしていることを伝え、協力をお願いしておく



### 総括

- 高齢者の見守りや移動支援、子育て世帯との交流、地域活動に関する意見が多く挙がりました。
- 空き家対策や災害等の近年課題となっていることに対する意見が挙げられました。
- 新型コロナウイルス感染症拡大やICTの進化等、状況が大きく変化していることを参加者の多くが実感しており、地域福祉活動についても従来の方法にとらわれない、新しい時代にあった活動や展開が期待されています。
- 地域の担い手不足は深刻化しており、若者の地域への参画が求められています。
- 多世代が話し合うことや、一緒に活動する等、交流する機会が求められています。

## (2) 中学生のえがく「ふくしのまち」意見募集

本計画の策定にあたり、幅広い年代の福祉に対する意見を把握するため、中学生から「ふくしのまち」についての意見を募集しました。

### ◆募集概要

項目	内容
募集期間	2020(令和2)年11月2日～12月25日
募集方法	市内7中学校の生徒会や保健委員会等を通じて意見を募集(回答159人)

### テーマ:「ふくしのまち」ってどんなまち?

#### ◆主な意見

##### あいさつ

- 日頃付き合いない人でも、あいさつをしたり、助け合ったりする
- あいさつをするだけでなく、自分がされた時ににっこり笑ってあいさつを返す
- あいさつをした後、気軽に世間話などができる

##### 支え合い・助け合い

- 住んでいる人全員が「福祉」について理解し、協力している
- 人が困っている時に助けたり声をかけたりすることが当たり前である
- 一人ひとりが誰かのことを考え行動できる
- つらいことにあった時に、ちょっとした声かけができる
- ボランティア活動に、たくさんの方が参加する
- 地域の人たちが交流できる活動がある

##### 権利擁護\*

- 様々な立場の人が、平等で幸せに生きていくことができる
- みんながすべての人に優しく接して、お互いの気持ちを尊重し合えて、笑顔あふれる
- 人種・信条・社会的身分・出身地等により、差別を受けることがなく、すべての人が平等に過ごすことができる

##### 安全・安心

- 誰もが快適で安心安全と思うことができ、平和である
- すべての市民に、最低限の幸福と社会的援助を提供することができる
- 島田市民全員が過ごしやすい
- 高齢者や障害のある人をはじめとして、すべての人々が安心して、快適に生活できる
- 事件やいじめがない

##### その他

- バリアフリーやユニバーサルデザイン\*等の対応がされている
- SDGsを意識して生活する
- 防災訓練に積極的に参加している

## テーマ:「ふくしのまち」実現のために、中学生としてできること

### ◆主な意見

#### あいさつ、声かけ

- 地域の人やすれ違った人に、笑顔で相手の顔を見てあいさつする
- 何か困っている人を見かけた時、自分から積極的に声かけをして助ける
- 相手を気づかった言葉づかいで接する

#### 支え合い・助け合い

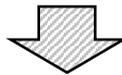
- 公共交通機関で席を譲る
- ボランティア活動や防災訓練等の地域行事に、積極的に参加する
- 福祉施設へのボランティア
- 問題点を見つけて、できる範囲で解決できるようにする
- 解決できる問題は積極的に話し合う

#### 福祉に関する学び

- 高齢者や障害のある人の苦労や想いを一人ひとりが知る
- 自分が考えられる範囲で高齢者や障害のある人の立場になり、何が不便であるかどのようにすればよいかを考えてみる
- 福祉についての知識を増やす
- 福祉に関するイベントに、積極的に参加する
- 多くの中学生に福祉について知ってもらう
- 中学生が小学生等にバリアフリー等の大切さを伝える
- 福祉について様々な人に呼びかけしたり、福祉の大切さを知ってもらう
- どのような工夫をすれば、高齢者や障害のある人も住みやすいまちになるかを考えて意見を出していく
- 地域の役に立ちたいと思えるよう、一人ひとりが地域の行事に参加して地域について少しでも多くのことを学ぶ

#### その他

- 募金をしたり、川や道路等に落ちているごみを拾ったりする
- 危険だと思う場所を見つけたら、市のホームページを通して伝える
- 島田市全体を明るい雰囲気にしていく



#### 総括

- SDGsの理念である「誰も取り残さない」社会の実現が求められています。
- ボランティア活動等の市民主体の活動を推進するとともに、より多くの市民が参加するための取組が必要です。
- 福祉について理解を深め、地域の福祉課題に気付き、課題解決のために考えることが重要であるという意見が挙げられています。
- 誰もが人格や個性、自己決定が尊重され、地域で認められるまちの実現が求められています。

### (3) 地域福祉活動団体懇談会

本計画の策定にあたり、地域福祉活動を実施する団体等と意見交換を行う中で、福祉課題や解決方法を検討することを目的として、地域福祉活動団体懇談会を開催しました。

#### ◆実施概要

項目	内容
開催日	2021(令和3)年5月26日
出席者	高齢者サロン3団体、障害者関係5団体、子育て関係5団体、地域支援関係(地区社協等) 8団体、居場所関係3団体
実施方法	事前にヒアリング調査を実施。その結果をとりまとめたものをもとに、グループワークを実施

#### ◆主な意見

##### 地域

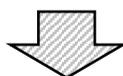
- 障害に関しての地域の理解促進
- 障害のある人同士の交流を増やしたい
- 各家庭の問題が見えにくい
- 福祉のイメージを向上したい

##### 地域の場

- 介護保険制度や障害福祉サービスについて、学ぶ場が欲しい
- みんなが集まれる居場所が欲しい
- 世代間交流の場を設けたい

##### 地域活動

- 地域のニーズをもっと知りたい
- 自治会や町内会単位での小地域福祉活動★を推進したい
- 活動を継続するための仕組みづくり
- 他団体と情報共有を行い、活動の参考にしたい
- 活動の担い手・後継者の確保が必要
- 子どもや保護者を地域活動に巻き込む



#### 総括

- 居場所には福祉課題に関する情報が集まってくるため、支援につなげていきたいという意見が挙げられました。
- 地域福祉活動の担い手不足や確保が難しいことは、共通の課題として挙げられました。自分たちの団体だけでなく、他団体・多世代との交流を通じた幅広い活動を展開することで、自分たちの活動を知ってもらい、新たな担い手を見つけないかという意見が挙げられました。

## 4 前計画の進捗評価

本計画の策定にあたり、前計画の進捗評価を行いました。

### 基本目標1 福祉を身近に感じる風土づくり

#### 主な取組内容

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ○地域福祉に関する広報・啓発 | ○福祉教育の推進         |
| ○出前講座の開催       | ○地域行事やイベントへの参加促進 |
| ○多世代交流の促進      | ○地域の居場所づくりの推進 等  |

#### 成果

- 地域福祉に関する広報・啓発について、広報紙やホームページでの広報等に加え、市公式LINEによる情報発信を行いました。
- 各学校と連携し、高齢者体験や盲導犬体験等に福祉教育活動を行いました。
- フェスタしまだ、東海道金谷宿大学成果発表会の開催や、社会教育施設における夏まつり、施設まつりの開催により、市民や地域の交流促進を図りました。
- 地域の居場所づくりを推進し、実施箇所数が増加しました。

#### 課題

- 2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、地域での各種会合や活動、イベントの中止が相次ぎました。一部の活動やイベントは、感染症対策を講じ、内容の一部を変更した上で実施しました。
- 自治会や企業等を対象とした出前講座（ふれあいしまだ塾）は、開催希望が少ないため、講座内容の見直しが必要です。
- 老人クラブの会員数や加入者の減少しており、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場の充実が課題です。
- 居場所の開催に至っていない地域には、開設できるような支援が必要です。

### 基本目標2 市民協働による支え合いの地域づくり

#### 主な取組内容

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ○ボランティア活動の推進       | ○地域活動への参加促進         |
| ○地域組織や地域福祉活動団体への支援 | ○関係機関の連携・情報共有体制の強化  |
| ○総合的な支援体制の構築       | ○地域包括ケアシステムの構築・推進 等 |

#### 成果

- 地区社協の活動やボランティア活動に対する支援を行いました。
- 社会教育講座を開催し、地域づくりやまちづくりを担う人材に対し、アンケート調査や広報・デザイン等について学ぶ機会を提供しました。
- 地域包括ケアシステムの実現に向けた普及啓発講演会を実施しました。
- 青年ボランティア講座を開催し、子どものボランティア活動を推進しました。
- 必要に応じて支援者会議を開催し、個別ケースの支援策に関する検討を行いました。

## 課題

- ボランティアや担い手の確保、地区社協活動や生活支援サービスの充実が求められています。
- 今後も関係機関が連携して支援を行うとともに、包括的、重層的な相談支援体制の構築が必要です。

## 基本目標3 福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくり

### 主な取組内容

- 総合的な相談支援体制の整備
  - 情報のバリアフリー化の推進
  - 成年後見制度の普及
  - 情報提供体制の充実
  - 虐待の早期発見・早期対応
  - 困難を抱えた人への支援
- 等

## 成果

- 不登校・ひきこもり等の親学講座や座談会を開催しました。
- 島田市版ネウボラ\*により、妊娠期からの切れ目のない支援を行いました。
- 在宅医療・介護連携相談支援窓口を設置し、医療と介護に携わる専門職を対象とした相談支援を実施しました。
- 2019（令和元）年10月、社会福祉協議会に成年後見支援センターを開設しました。

## 課題

- 虐待やDV\*の早期発見・早期対応、困難事例への対応力の強化に向け、人員の確保とスタッフのスキルアップを継続的に行う必要があります。
- 市民がわかりやすく、相談しやすい相談窓口の設置や、相談窓口の一覧の作成が求められています。

## 基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

### 主な取組内容

- 避難行動要支援者\*対策の充実
  - 防犯等に関する情報の提供
  - 見守りネットワークの強化・拡充
  - 地域の自主防災力の向上
  - 地域ぐるみで行う防犯対策の促進
  - あいさつ、声かけ運動の推進
- 等

## 成果

- 地域での連絡網や防災マップの作成を支援しました。
- 地域で防犯や消費者被害に関する啓発や講座を開催しました。
- 地域で自主的に見守り活動を行う自治会等地域防犯団体に対して、補助金を交付しました。

## 課題

- 要配慮者避難支援計画の更新を行う必要があります。
- 福祉避難所開設運営マニュアルについて、感染症対策の視点も盛り込んだものに改訂する必要があります。

## 5 本市の地域福祉の主要課題

本計画の策定にあたり、地域福祉の主要課題をまとめました。

### 1 福祉情報の発信

#### 課題のまとめ

- 各種相談窓口、各種講座の開催、ボランティア活動等の情報が、支援を必要とする人や参加したい人に届く情報発信が求められています。
- 従来の広報紙やチラシに加え、ホームページやSNS等を活用した情報発信が求められています。

### 2 担い手の確保や団体活動の継続

#### 課題のまとめ

- ボランティア団体、高齢者サロン、居場所など、地域で活動する団体の多くが、担い手の確保が難しい状況にあります。
- ボランティア活動や地域活動へ参加したいという市民がいますが、活動への参加につながっていない状況があります。
- 参加したい人が活動に参加できるような環境を整備し、担い手が確保されることが求められています。
- 地域で活動する団体間での情報交換を通じて、団体間の連携強化や共通する福祉課題について検討する機会づくりが求められています。

### 3 地域での交流の機会の減少

#### 課題のまとめ

- 近年、インターネットの普及や価値観の多様化からライフスタイルが変化し、地域や近所での交流の機会が減少し、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式への転換により、地域での活動の自粛や内容の見直しが行われ、市民の交流の機会が減少しています。
- 「いつでも」「だれでも」「自由に」参加できる地域の集いの場が求められています。

## 4 多様化・複雑化する福祉課題への対応

### 課題のまとめ

- 介護や障害等の福祉課題に加え、経済的な支援が必要な世帯、虐待等により権利侵害されている人、子育てに悩む人、ひきこもり状態にある人など、福祉課題が多様化しています。
- 1世帯で、複数の福祉課題を抱える世帯もあります。
- 個人情報やプライバシーの保護の問題から、地域の中で福祉課題が潜在化し、発見や相談までに時間を要することがあります。
- 多様化した福祉課題や複合化した課題を抱える世帯への総合的な支援体制が求められています。
- 福祉課題の早期発見のため、市民が福祉課題に関心を持ち、気づくことから相談窓口までつながる仕組みづくりが求められています。

## 5 市民と行政、社会福祉協議会による地域共生社会の実現

### 課題のまとめ

- 福祉情報の発信をはじめ、市民の福祉への理解を高め、福祉課題に関心を持つことができるように、福祉教育の推進が求められています。
- 福祉課題を解決することができる地域づくりを目指し、行政や社会福祉協議会等が共に活動することが求められています。
- 社会福祉協議会には、市民のニーズに応じたサービスの提供や相談窓口の機能強化、地域福祉活動を推進するための支援が求められています。
- 行政や社会福祉協議会、関係機関、地域組織、関係団体、市民等で役割を分担するとともに、連携を強化し、包括的な支援体制の構築を進める必要があります。
- それぞれの年代や地区で市民が暮らしづらいと感じる要因や抱えている課題を把握し、課題解決につなげることが求められています。



# 第3章 計画の基本的な方向



# 1 計画の基本理念

本計画では、前計画の基本理念を受け継ぎ、以下のように基本理念を掲げます。

## ◆基本理念

### きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田

近年、人々が抱える生活課題の多様化・複雑化が進み、大きな社会問題となっています。このような状況下では、身近にいる人や地域住民、民間事業者、行政、専門機関が異変に「**気づく**」ことが第一歩となります。さらに、その課題を受け止め、地域や事業者、行政、関係機関等が連携し、適切なサービスを提供することができる包括的な支援体制を「**築く**」ことが必要です。

また、価値観やライフスタイルの多様化等も進んでいます。一人ひとりが福祉や生活課題について理解を深め、人格や個性、考え方を「**認める**」ことで、誰もが個人として尊重され、自分らしく地域で生活や活躍ができる「**共に生きるまち**」をつくります。

#### 「きづきあい」

- 福祉課題に「**気づく**」、課題解決のための仕組みを「**築く**」2つの意味を表します。
- 包括的な支援体制の構築をはじめ、地域住民の「**気づき**」や地区社協、専門機関の関係づくり、社会福祉法人との連携等を「**築く**」という意味が込められています。
- SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、「**気づく**」「**築く**」ことが重要です。

#### 「みとめあい」

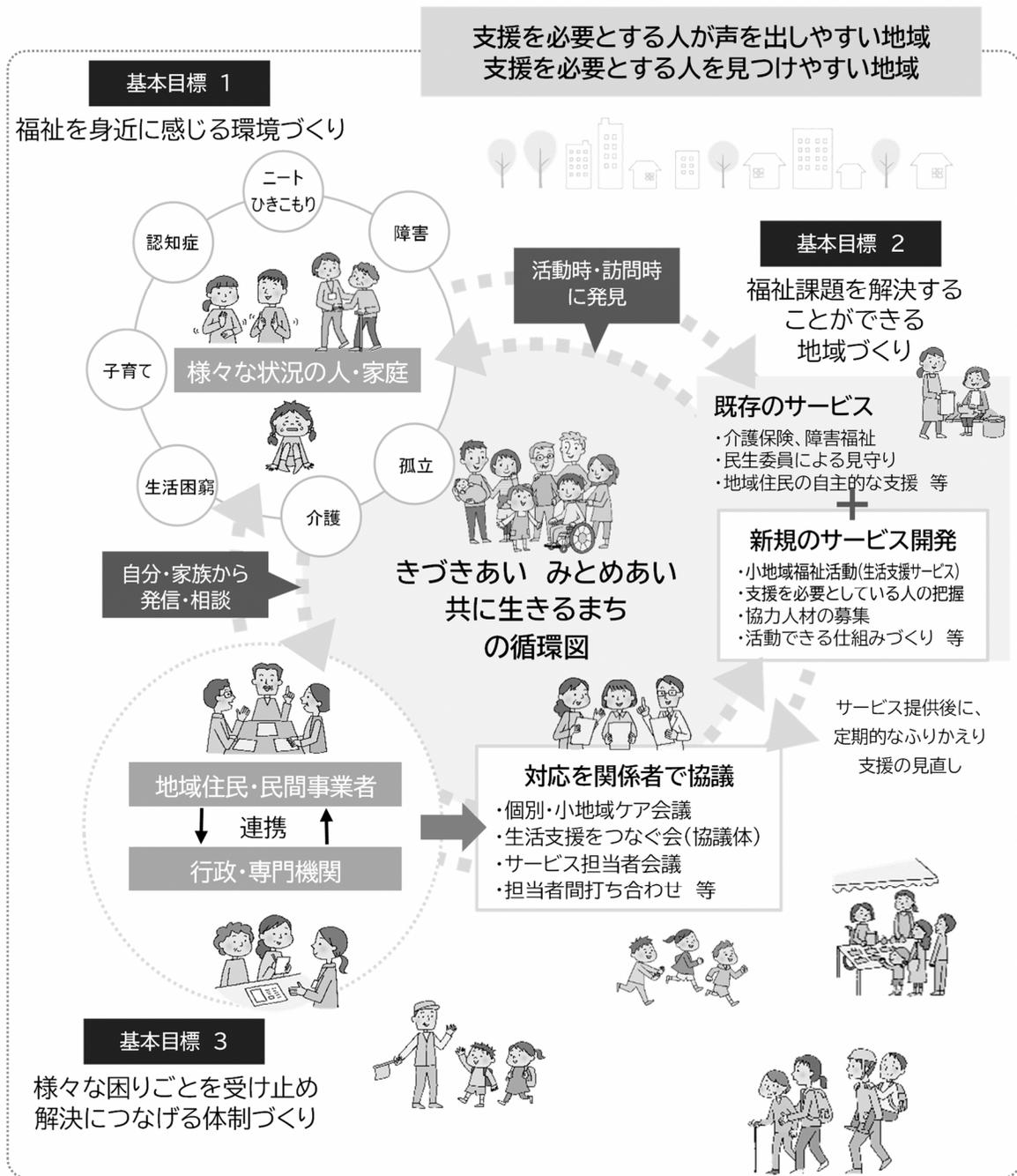
- 地域の中で、個々の多様な価値観、生活様式等を「**認め合う**」ことのできるまちを表します。
- 子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援の枠組だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる状況を受け入れるという意味が込められています。

#### 「共に生きるまち」

- 誰もが支え合いながら自分らしく生きられる「**共生社会**」を表します。
- 個別の課題から地域課題へ、市民や地域、事業者、行政、関係機関等が一体となって解決して「**共に生きるまち**」を目指します。

## 2 課題解決へ向けた体制の構築

地域の課題解決にあたっては、市民や地域、事業者、行政、関係機関等がそれぞれの役割を担うとともに、適切に連携する必要があります。本市では、以下の体制により地域の課題に対応していきます。



第1章 計画の策定にあたって

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な方向

第4章 施策の展開

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

第5章 計画の推進に向けて

第6章 地区別の状況

資料編

# 3 基本目標

## 基本目標1 福祉を身近に感じる環境づくり

地域福祉を推進するためには、まず一人ひとりが福祉について関心をもち、正しく理解することが重要です。福祉を知る機会や学ぶ機会を充実し、市民の福祉に対する関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

また、地域住民同士がふれあい、交流する機会の充実を図ることで、地域住民同士の関係づくりを促し、生活課題や異変に気づき、早期に発見、対応することができる環境づくりを進めます。



## 基本目標2 福祉課題を解決することができる地域づくり

今後は、行政・専門機関による既存のサービスだけでなく、地域のことを最も理解している住民自身が小地域福祉活動を進めることが重要です。

そのため、地域を支える人材の育成やボランティア活動の推進、地域による防災・減災の取組の推進等、福祉課題を解決することができる地域づくりを進めます。



## 基本目標3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

生活課題の多様化・複雑化に伴い、制度の狭間の問題が顕在化する中、福祉課題を解決するためには、あらゆる福祉課題を受け止め、解決につなぐための仕組みづくりが必要です。断らない相談支援により福祉課題を早期に発見するとともに、包括的な支援体制を構築し、関係機関との連携による適切な対応につなげます。

また、誰もが人格や意志を尊重され、自分らしく地域で生活を送ることができるよう、一人ひとりの権利を守る施策の推進を図ります。



# 4 施策体系

基本理念	基本目標	施策	取組
キーワード あいみどめあい 共に生きるまち 島田	1 福祉を身近に感じる環境づくり	(1)福祉を「知る」機会の充実 (2)福祉を「学ぶ」機会の充実 (3)地域におけるふれあい・交流機会の充実	◎広報・啓発活動の充実 ◎子どもに対する福祉教育の推進 ◎地域における福祉教育の推進
	2 福祉課題を解決することができる地域づくり	(1)地域を支える人材の育成 (2)地域福祉推進体制の整備、発展 (3)安全・安心を守る活動の推進	◎地域での交流促進 ◎活動への参加促進 ◎ボランティア活動の推進 ◎団体への支援 ◎関係機関との連携や情報共有 ◎地域の居場所づくり ◎地域福祉の総合的な体制整備 ◎防犯等に関する情報提供と啓発 ◎地域の見守り活動の推進
	3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり	(1)相談支援・情報提供の仕組みづくり (2)誰もが尊重される仕組みづくり (3)生活をしやすいするための支援の充実	◎支援を必要とする人への対応 ◎緊急時・災害時に備えた体制の強化 ◎包括的な相談支援体制の構築 ◎相談支援の充実 ◎ユニバーサルデザインの推進・デジタルデバйд対策 ◎誰もが尊重される仕組みづくり ◎成年後見の利用の促進へ向けた体制の整備 ◎課題に応じた支援の充実

